

通所介護重要事項説明書

< 令和 8 年 6 月 1 日 現在 >

1. 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法ならびに老人福祉法の理念に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の通所介護サービスを提供いたします。特に、介護保険給付対象サービスに限らず保険対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良い介護サービスの提供に最善をつくします。

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0277-20-8660（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで）

担当 生活相談員 塚越 美咲

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. Soluna Life（ソルナ ライフ）の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	Soluna Life（ソルナ ライフ）
所在地	群馬県桐生市境野町 7 丁目 1 7 8 8 - 1
介護保険指定番号	通所介護（指定番号：群馬県 1070303613）
通常のサービスの 実施地域*	桐生市（相生町 4 丁目及び 5 丁目、新里町、黒保根町全域を除く） 太田市（丸山町、原宿町、清原町、只上町、矢田堀町、西長岡町以外を除く） 足利市（小俣町、葉鹿町、鹿島町 以外を除く）

（2）Soluna Life の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1 名		特養施設長兼務	1 名
生活相談員		2 名		介護職員兼務 1 名	2 名
理学療法士		1 名		機能訓練指導員専従	1 名
機能訓練指導員		3 名		看護職員兼務 2 名	3 名
介護・ 看護 職員	看護師	1 名		介護員兼務	1 名
	准看護師	1 名	2 名	介護員兼務	3 名
	介護福祉士	2 名		生活相談員兼務 1 名	2 名
	実務者・初任者研修修了者				
	その他				
介護・看護職員合計		4 名	2 名		

(3) 同センターの設備の概要

定員	午前・午後 各 20 名	静養室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室 154.05 m ²	相談室	1 室
浴室	シャワー浴室 女性用 2 室 ユニットバス 男女共用 1 室	送迎車	3 台

(4) 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（午前 8：30～17：30）
提供時間	単位①：9：00～12：05 単位②：13：30～16：35
日曜日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

3. サービスの内容

- ・送迎 …… 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。
- ・健康管理 …… 体温や血圧などの状態をチェックいたします。
- ・食事 …… 午前の利用者様にはご希望に応じて昼食の提供を行います。
日替わりメニューと選択メニューからお選びいただけます。
その他の利用者様にはコーヒーとおやつの提供がございます。
- ・シャワー/入浴 …… 個室のシャワールームとユニットバスをご利用いただけます。
専用のシャンプーブースもご利用いただけます。
- ・機能訓練 …… 通所介護計画に沿ったリハビリを行います。
- ・生活相談 …… 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。
- ・カルチャー活動
レクリエーション等 …… 陶芸・フラワーアレンジメント・ヨガ体操・レジニアクセサリー
等、日替わりでご用意しております。

4. 料金

(1) 基本料金 [施設等の区分 : 通常規模型事業所]

契約時間 介護区分	介護保険適用時の 1 日あたりの利用単位数			
	3 時間 ～ 4 時間			
	利用単位	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
要介護 1	370 単位	370 円	740 円	1110 円
要介護 2	423 単位	423 円	846 円	1269 円
要介護 3	479 単位	479 円	958 円	1437 円
要介護 4	533 単位	533 円	1066 円	1599 円
要介護 5	588 単位	588 円	1176 円	1764 円

※送迎代は、基本料金に含まれております。

※利用者の都合によりサービスの途中で帰られた場合、サービス提供表どおりの料金をいただきます。

※送迎を行わない場合、片道あたり 47 単位を減算いたします。

但し、通常のサービス実施地域を超えて行う送迎の交通費は実施地域を超えた地点から居宅まで 1 キロあたり 40 円とします。

※同一建物に対する減算

Soluna Life と同一の建物に居住の方が利用する場合、1 日 9 4 単位減算します。

○サービス利用料金（加算）

内容	単位数	自己負担額 (1 割負担)	自己負担額 (2 割負担)	自己負担 (3 割負担)
①入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位/日	40 円	80 円	120 円
②入浴介助加算（Ⅱ）	55 単位/日	55 円	110 円	165 円
③個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位/日	56 円	112 円	168 円
④個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位/日	76 円	152 円	228 円
⑤個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月	20 円	40 円	60 円
⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護福祉士が 70%以上配置されている	22 単位/月	22 円	44 円	66 円
⑦サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護福祉士が 50%以上配置されている	18 単位/月	18 円	36 円	52 円
⑧サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 介護福祉士が 40%以上配置されている	6 単位/月	6 円	12 円	18 円
⑨科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円	80 円	120 円
⑩介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.1%を加算			
⑪介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.0%を加算			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 10.9%を加算			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 11.8%を加算			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 9.9%を加算			
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 8.3%を加算			

※③④⑤の加算については、希望され、居宅サービス計画書及び通所介護個別機能訓練計画書において必要な方に実施した場合に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算…当事業所は、介護職員の処遇改善を図る為の要件を満たし、届出を行っております。

※請求につきましては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に基づいた計算となります。

※上記の加算については、体制が整うと加算される場合があります。

○利用（減算）単位数

	内容	利用単位数（1割負担の場合）
①	業務継続計画未策定減算	1月の総利用単位数の1%減算
②	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月の総利用単位数の1%減算

（2）その他の利用料金

- ・食事提供費 昼食代700円、おやつ代200円（いずれもコーヒー含む）
- ・作品材料費 レクリエーション・行事等にかかる費用は自己負担です。

（3）社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行なっておりますので、該当する利用者は『社会福祉法人等利用者負担減免確認証』を提出して下さい。

（4）キャンセル料

ご利用者の体調不良等正当な理由なく利用前日までに申し出がなかった場合のキャンセル料は当日の基本料金（自己負担相当額）と食事提供のそれぞれ50%をお支払いいただきます。

（5）支払方法

利用月の翌月15日頃までに請求書を発行いたします。お支払い方法は、口座振替を行っております。また、お振り込みも行っておりますが、手数料はご負担ください。

5. サービスの利用方法

（1）まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援相談員とご相談ください。

（2）サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 …… ご都合により送迎時間を変更する場合は、当日午前8:30までにLINEか電話にて連絡をください。
- ・体調不良等による
サービスの中止・変更 …… 当日午前8:30までにLINEか電話にて連絡をください。
- ・食事のキャンセル …… サービス利用開始時前までにお申し出ください。
- ・時間変更 …… ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 …… 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

（3）サービスの終了

○次の場合はご連絡下さい。

- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき（この場合、7日前までにお申し出下さい。）
- ・お客様が介護保険施設に入所したとき
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援状態もしくは非該当と認定されたとき ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになったとき

○当センターの都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

6. 事故発生時・緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

当事業所はサービス提供中に事故が発生した場合は、県及び市町村、当該利用者に必要な措置を行うと共に、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡を行うなど必要な措置を行います。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(2) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医師名	
	病院または診療所名	
	住所	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

7. 非常災害対策

- ・防災時の対応 …… 別に定める防災消防計画に基づき自衛消防組織により初動対応を行います。
- ・防災設備 …… 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 …… 総合訓練は3月と9月に実施します。
- ・防火管理者 …… 特別養護老人ホーム サンライズさかいの 生活相談員 大澤恭輔

8. 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止を図るため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ・事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

9. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ・第三号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を選定しています。

- (2) 事業所は、事業の提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

1 0. 身体拘束の原則禁止

- (1) 事業所は、事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

1 1. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的に実施するものとする。

1 2. 個人情報の保護

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- (3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

1 3. 研修の機会の確保

- (1) 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制の整備を行うものとする。
 - ・採用時研修 採用後3か月以内
 - ・継続研修 年2回

1 4. ハラスメント対策の強化

- (1) 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要の措置を講ずるもの

とする。

(2) 事業所はパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントと同様にいかなの防止策を講じる事とする。

- ・事業所の方針の明確化を行い、周知・啓発
- ・相談等に適切に対応するために必要な体制の整備と担当者の設置
- ・事後の迅速・適切な対応
- ・相談者・行為者等のプライバシーの保護、不利益取扱いの禁止

15. 苦情の受付について

(1) 苦情受付窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

管理者 横倉 絢子 電話 0277-20-8660
生活相談員 塚越 美咲

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・桐生市役所 長寿介護課（長寿支援係） | TEL：0277-44-8215 |
| ・太田市役所 健康医療部 介護サービス課（地域支援係） | TEL：0276-47-1856 |
| ・足利市役所 元気高齢課（介護サービス担当） | TEL：0284-20-2136 |
| ・群馬県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 | TEL：027-290-1323 |
| ・栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 | TEL：028-643-2220 |

16. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無

【実施状況】	無
--------	---

17. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

≪ 群馬県介護サービス情報の公表URL ≫

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

18. 当法人の概要

第1種社会福祉事業

救護施設 太陽の家
特別養護老人ホーム 鶴生田園
特別養護老人ホーム 大泉園
特別養護老人ホーム みづほの里
特別養護老人ホーム ゆう愛
特別養護老人ホーム ささら子の里
特別養護老人ホーム サンライズさかいの
ケアハウス たかちほ
ケアハウス サンライズさかいの

公益事業

居宅介護支援 6ヶ所
鶴生田園居宅介護支援事業所
大泉園居宅介護支援事業所
みづほの里居宅介護支援事業所
西小泉居宅介護支援事業所愛
居宅介護支援事業所ぐるっぺ
ゆう愛居宅介護支援事業所
サービス付き高齢者住宅 1ヶ所
ぐるっぺ絆
太田市地域包括支援センター（受託）1ヶ所
強戸・毛里田地域包括支援センター
訪問入浴介護 1ヶ所
みづほの里訪問入浴介護事業所
診療所 1ヶ所
八幡クリニック
認可外保育施設 1ヶ所
ささら子保育園

第2種社会福祉事業

短期入所生活介護専用施設 3ヶ所
ショートステイ愛
ショーステイ八幡
ショートステイサンライズさかいの
通所介護（デイサービスセンター）7ヶ所
ゆう愛デイサービスセンター
大泉園デイサービスセンター
みづほの里デイサービスセンター
西小泉デイサービスセンター愛
デイサービスセンターぐるっぺ
デイサービスセンター八幡
Soluna Life
認知症対応型通所介護（デイサービス）1ヶ所
デイサービスセンターnico
訪問介護（ホームヘルプステーション）2ヶ所
みづほの里ホームヘルプステーション
鶴生田園出張（所出張所2ヶ所）
西小泉出張所
ヘルプステーションぐるっぺ
小規模多機能型居宅介護 1ヶ所
小規模多機能ホーム ゆう愛
障がい者相談支援
みづほの里障がい者相談支援事業所

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	社会福祉法人 同仁会	
所在地	群馬県桐生市境野町 7 丁目 1788-1	
名称	Soluna Life	印

説明者 所属 Soluna Life

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印
(本人との続柄)

**介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業契約別紙（兼重要事項説明書）**

＜ 令和 8 年 6 月 1 日 現在 ＞

あなた（利用者）に対するサービス開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人の概要）

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 同仁会
主たる事務所の所在地	〒373-0056 群馬県太田市八幡町 27-7
代表者（職名・氏名）	理事長 穂積 照雄
設立年月日	昭和 5 2 年 1 2 月 6 日
電話番号	0 2 7 6 - 5 5 - 3 5 0 0

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	Soluna Life（ソルナ ライフ）	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒376-0002 群馬県桐生市境野町 7 丁目 1778-1	
電話番号	0 2 7 7 - 2 0 - 8 6 6 0	
指定年月日・事業所番号	令和 8 年 6 月 1 日	群馬県 1070303613
実施単位・利用定員	2 単位	定員 各 20 名
通常のサービスの 実施地域＊	桐生市（相生町 4 丁目及び 5 丁目、新里町、黒保根町全域を除く） 太田市（丸山町、原宿町、清原町、只上町、吉沢町、西長岡町、 矢田堀町以外を除く） 足利市（小俣町、葉鹿町、鹿島町 以外を除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービス提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所介護は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜～土曜日 8：30～17：30
サービス提供時間	1単位目 … 9：00 ～ 12：05 2単位目 … 13：30 ～ 16：35
定休日	日曜日
* 12月31日から1月3日は休業	

6. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者（他事業所兼務）	1名		業務の一元的管理
生活相談員 （介護職員兼務）	2名 (1名)	0名 (0名)	生活相談員及び介護兼務
看護職員 （機能訓練指導員兼務）	2名 (2名)	2名 (0名)	看護介護職員 日常動作、機能訓練等
介護職員 （介護福祉士） （初任者研修修了者） （その他）	2名 (2名)	0名	介護業務全般
機能訓練指導員 （理学療法士） （看護師）	3名 (1名) (2名)	0名	機能訓練・リハビリ業務
事務員			一般事業

7. 事業所の設備の概要

定員	午前・午後 各 20 名	静養室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室 154.05 m ²	相談室	1 室
浴室	シャワー浴室 女性用 2 室 ユニットバス 男女共用 1 室	送迎車	3 台

8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当者（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 塚越 美咲
管理責任者の氏名	管 理 者 横倉 絢子

9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料金の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※桐生市の地域区分は「その他」となり、1単位の単価は10円となります。

（1）第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本料金】

上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で求める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

介護区分	一月あたり		
	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)	自己負担額 (2割負担の場合)
要支援1・事業対象者	1,798 単位	1,798 円	3,596 円
要支援2・事業対象者	3,621 単位	3,621 円	7,242 円

※送迎代は、基本料金に含まれております。

※送迎を実施しない（利用者が自ら通う、家族が送迎を行う、事業所が送迎を実施していない）場合、片道につき47単位を減算いたします。

但し、通常のサービス実施地域を超えて行う送迎の交通費は実施地域を超えた地点から居宅まで1キロあたり40円となります。

※基本料金は1月あたりの利用料金となり、月1回の利用でも上記負担となります。

※同一建物に対する減算

Soluna Life と同一の建物に居住の方が利用する場合、1日94単位減算します。

要支援1の方は1月に376単位、要支援2の方は1月に752単位の中で減算します。

【加算料金】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス内容		一月あたり		
		単位数	自己負担額 (1 割負担)	自己負担額 (2 割負担)
①サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援 1・事業対象者	88 単位	188 円	176 円
	要支援 2・事業対象者	176 単位	176 円	352 円
②サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援 1・事業対象者	72 単位	172 円	144 円
	要支援 2・事業対象者	144 単位	144 円	288 円
③サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援 1・事業対象者	24 単位	124 円	148 円
	要支援 2・事業対象者	48 単位	148 円	196 円
④口腔機能向上加算Ⅰ		150 単位	150 円	300 円
⑤口腔機能向上加算Ⅱ		160 単位	160 円	320 円
⑥科学的介護推進体制加算		40 単位	140 円	180 円
⑦介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ		1 か月当たりの総利用単位数の 11.8%		

※①指定介護予防通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合、70%以上である。

または、勤続 10 年以上の介護福祉士が占める割合が 25%以上である。（いずれかに該当）

※②指定介護予防通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合、50%以上である。

※③指定介護予防通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合、40%以上である。

または、勤務年数 3 年以上の介護職員の占める割合が 30%以上である。（いずれかに該当）

※サービス提供体制強化加算は支給限度基準額の算定には含みません。

【減算】

減算の種類	減算の対象	単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援 1・事業対象者	18 単位減算
	要支援 2・事業対象者	36 単位減算
業務継続計画未策定減算	要支援 1・事業対象者	18 単位減算
	要支援 2・事業対象者	36 単位減算

（２）その他の費用

昼食代	700 円（昼食にはコーヒー含む）
おやつ＆コーヒー代	200 円
カルチャー材料費	作品内容により実費負担となります。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回りの品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行なっておりますので、該当する利用者は『社会福祉法人等利用者負担減免確認証』を提出して下さい。

(4) キャンセル料

利用日前日までに申し出がなかった場合はキャンセル料として、基本料金（自己負担相当額）と食事提供費の50%をお支払い頂きます。ただし、体調不良等正当な理由がある場合にはキャンセル料は頂きません。

(5) 支払方法

毎月、15日頃に前月分の請求書を発行します。指定の銀行口座へのご入金・引き落としを行っております。なお、お振込みの場合は手数料をご負担下さい。引き落としの場合は当方で負担いたします。お支払いいただきますと領収書を発行します。

9. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名（利用者との続柄）	()
	住所	
	電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0277-20-8660
	面談場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

・ 桐生市役所 長寿介護課（長寿支援係）	TEL：0277-44-8215
・ 太田市役所 健康医療部 介護サービス課（地域支援係）	TEL：0276-47-1856
・ 足利市役所 元気高齢課（介護サービス担当）	TEL：0284-20-2136
・ 群馬県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL：027-290-1323
・ 栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	TEL：028-643-2220

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってのご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業所所在地	群馬県太田市八幡町 27-7
事業者	社会福祉法人 同仁会
代表者	理事長 穂積 照雄
事業所名	Soluna Life
	(指定番号：群馬県 1070303613)
	施設長 横倉 絢子 印
説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所	
氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
本人との続柄	
氏名	印

立会人住所	
氏名	印